

放置車両確認事務の委託の手續等に関する事務取扱要領の制定について

平成17年6月15日

栃交企第6号、栃交指第8号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）の一部施行に伴い、別添のとおり、放置車両確認事務の委託の手續等に関する事務取扱要領を制定し、平成17年6月15日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

放置車両確認事務の委託の手續等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）の規定による法人の登録、駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 法人の登録

1 登録申請に必要な書類等

放置車両確認事務に係る法人の登録申請（以下「登録申請」という。）に必要な書類の様式及び添付書類は、別表「申請書類及び添付書類一覧表」のとおりとする。

2 登録申請の受理

警察署長（以下「署長」という。）は、登録申請について次により取扱うものとする。

- (1) 登録申請の受理に当たっては、登録申請書及び登録申請に必要な添付書類（以下「登録申請関係書類」という。）の内容を確認の上、登録申請関係書類に不備が認められない場合は受理し、不備が認められる場合は、速やかに申請者に補正を行わせ、受理すること。この場合において、申請者に所定の手数料を納付させ、登録（更新）申請受理簿（別記様式第6号）に所要事項を記載すること。
- (2) 登録申請を受理したときは、交通部交通指導課長（以下「指導課長」という。）から受理番号の指定を受けること。この場合において、指導課長は、登録（更新）申請受理番号簿（別記様式第7号）により、受理番号を指定す

ること。

- (3) 登録更新申請は、(1)及び(2)に準じて取り扱うこと。

また、登録更新申請期間にあつては、当該登録の有効期間の満了日の3か月前から1か月前までの間とする。

なお、更新申請期限を過ぎて更新の申請が行われた場合にあつては、登録の有効期限までに手続が終了しない可能性があるため、その場合には、新たな登録申請として取扱うこととなる旨を説明した上で、申請を受理すること。

- (4) 署長は、登録申請書等進達書（別記様式第8号）に所要事項を記載し、登録申請関係書類の写しとともに、速やかに指導課長に進達すること。

3 警察本部における取扱い

(1) 判断の基準

指導課長は、登録申請関係書類の記載内容に基づき、次により法第51条の8第3項に規定する法人及び法人の役員（以下「申請者等」という。）の欠格事由の有無について判断を行い、登録（更新）申請審査表（別記様式第9号。以下「登録申請審査表」という。）を作成するものとする。

ア 法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの処分を受けた日から起算して2年を経過していない法人に該当するか否かについては、他の都道府県警察からの通報及び(2)のアに規定する登録簿等により判断すること。

イ 法第51条の8第3項第2号イに規定する成年被後見人又は被保佐人に該当するか否かについては、戸籍謄本、戸籍抄本又は後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記されていないことの証明書により判断すること。

また、破産者で復権を得ないものに該当するか否かについては、身上調査照会書（別記様式第10号の1）及び身上調査照会回答書（別記様式第10号の2）による申請者等の本籍地の区市町村長に対する照会により判断すること。

ウ 法第51条の8第3項第2号ロの欠格事由に該当するか否かについては、身上調査照会書による申請者等の本籍地の区市町村長及び警察庁に対する照会により判断すること。

エ 法第51条の8第3項第2号ハ及びニの欠格事由に該当するか否かについては、警務部情報管理課照会センターに照会し、犯罪経歴照会結果報告書を作成すること。照会の結果、欠格事由に該当することが判明した場合は、さらに刑事部組織犯罪対策課長に暴力団員等に関する照会を行うことにより判断すること。

また、申請者等が暴力団員等に該当する旨の回答を得た場合には、必要に応じ、聞込調査等により、総合的にぐ犯性を判断すること。

オ 法第51条の8第3項第2号ホ及びへの欠格事由に該当するか否かについては、医師の診断書により判断すること。

また、不審点が認められる場合には、面接調査、聞込調査等により判断すること。

カ 法第51条の8第4項第1号の登録要件に該当するか否かについては、申請した法人が確認事務を受託した場合には、当該事務を処理するために必要な資器材を整備することを誓約した書面により判断すること。

キ 法第51条の8第4項第2号の登録要件に該当するか否かについては、登録申請時に当該法人が2名以上の駐車監視員資格者証（以下「資格者証」という。）保有者を現に確保しているかを当該保有者の資格者証の写しにより判断すること。

ク 法第51条の8第4項第3号の登録要件に該当するか否かについては、申請法人の所有権又は貸借権の使用権原を証する登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等により判断すること。

また、不審点が認められる場合には、現地調査、聞込調査等により判断すること。

(2) 登録簿への登載等

ア 指導課長は、登録申請審査表に基づき、登録が適当と認められるときは、登録簿（別記様式第11号）及び登録（更新）申請受理番号簿に所要事項を記載し、栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告の上、署長に対し、登録（更新）通知書等送付書（別記様式第12号）に登録（更新）通知書（別記様式第13号）を添付して送付すること。

イ 指導課長は、登録申請審査表に基づき、申請者等が欠格事由のいずれかに該当し、登録が不適当と認められるときは、登録（更新）申請受理番号簿に所要事項を記載し、公安委員会に報告の上、署長に対し、登録（更新）通知書等送付書に登録（更新）申請に関する通知書（別記様式第14号）を添付して送付すること。

4 登録（更新）通知書等の交付

(1) 署長は、登録（更新）通知書又は登録（更新）申請に関する通知書の送付を受けたときは、速やかに申請した法人に通知するとともに、登録（更新）申請受理簿及び登録（登録更新）申請書に所要事項を記載し、当該通知書を交付した後、申請者の受領印を徴すること。

(2) 署長は、交付結果を登録（更新）通知書等交付結果報告書（別記様式第1

5号)により、指導課長に報告すること。

第3 法人登録の取消し等

1 適合命令

- (1) 指導課長は、法第51条の9に基づき、登録を受けた法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった旨を認知した場合には、次のことを考慮し当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることが適当か否かを判断すること。
 - ア 当該事実が発生するに至った経緯
 - イ 当該事実の早期是正の見込み等の有無
 - ウ 当該登録法人が現に委託を受けているものであるか否か
- (2) 適合命令は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第13条第1項第1号イからニまでのいずれにも該当しない不利益処分であるため、指導課長は、適合命令を行おうとする場合には、行手法に定める弁明の機会の付与を行うこと。この場合において、その手続きについては、行手法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）において定めるところによること。
- (3) 指導課長は、行政処分（適合命令）上申書（別記様式第16号）に意見を付し、関係書類を添付して、公安委員会に上申するものとする。
- (4) 指導課長は、公安委員会の決定により適合命令を行うときは、適合命令書（別記様式第17号）を当該適合命令対象法人に交付するとともに、登録簿に必要事項を記載すること。
- (5) 適合命令に基づく当該登録法人の履行状況を調査した場合は、適合命令履行結果報告書（別記様式第18号）により報告するものとする。

2 登録の取消し

- (1) 指導課長は、登録法人が法第51条の10各号のいずれかに該当することを認知した場合には、次のことを勘案して、登録の適否を判断すること。
 - ア 当該事実が発生するに至った経緯
 - イ 当該事実の是正の可否、是正の見込み及び再発のおそれの有無
 - ウ 当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情
- (2) 登録の取消しは、行手法第13条第1項第1号イに規定する許認可等を取り消す不利益処分に該当するため、指導課長は、登録の取消を行おうとする場合には、聴聞を行わなければならないが、その手続については、行手法及び聴聞等規則において定めるところによること。
- (3) 指導課長は、行政処分（登録取消）上申書（別記様式第19号）に意見を

付し、関係書類を添付して、公安委員会に上申するものとする。

- (4) 指導課長は、公安委員会の決定により登録の取消しを行うときは、登録取消処分通知書（別記様式第20号。以下「処分通知書」という。）を当該法人に交付するとともに、登録簿に必要事項を記載すること。
- (5) 処分通知書に理由を記載するに際しては、法第51条の10のいずれの号に該当するものであるか（同条第1号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第51条の8第3項第2号イからへのいずれに該当するに至ったものであるかを、法第51条の10第4号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第51条の12第2項から第4項までの規定のいずれに違反したものであるかを含む。）及びその号に該当すると認められた事実を具体的に記載すること。
- (6) 登録を取り消した場合には、警察庁及び他の都道府県警察に対し、道路交通法第51条の10規定に基づく登録の取消しについて（通報）（別記様式第21号）により、速やかにその旨を通報すること。

第4 報告及び検査

指導課長は、法人に対する報告の徴収及び立入検査の実施に当たっては、その必要性を吟味し、法の目的と関係のない事項に及ばないように、また、相手方に無用の負担をかけることがないように配慮すること。

1 報告又は資料の提出要求

- (1) 指導課長は、法第51条の11の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、報告（資料提出）要求書（別記様式第22号）とともに、報告（資料提出書）（別記様式第23号）を当該登録法人に交付して、同法人から報告（資料提出書）及び関係資料の提出を求めることにより行うものとする。

なお、緊急を要する等特別の事情がある場合には、口頭で行うものとする。

- (2) 指導課長は、報告又は資料の提出を求めた場合は、登録簿に必要事項を記載するものとする。

2 立入検査

- (1) 指導課長は、報告要求によりその目的が達せられないと認めるとき等は、当該登録法人の事務所に立入検査を実施するものとし、立入検査を実施したときは、立入検査実施結果報告書（別記様式第24号）を作成するものとする。
- (2) 立入検査をする警察職員には、その身分を示す証票として警察手帳又は職員証を携帯させ、関係者の請求に応じこれを提示するものとする。
- (3) 指導課長は、登録の適正を図るため必要があると認める場合には、他の都道府県警察の管轄区域内に所在する当該法人の事務所について立入検査を実

施するものとする。この場合においては、当該他の都道府県警察と緊密な連絡を行うこととする。

第5 駐車監視員資格者証

1 交付申請に必要な書類等

駐車監視員資格者証交付申請（以下「交付申請」という。）に必要な書類の様式及び添付書類は、別表「申請書類及び添付書類一覧表」のとおりとする。

2 交付申請の受理

署長は、交付申請について次により取り扱うものとする。

- (1) 交付申請の受理に当たっては、交付申請書及び交付申請に必要な添付書類（以下「交付申請関係書類」という。）の内容を確認の上、前第2の2の(1)に準じて取り扱うこと。この場合において、申請者に所定の手数料を納付させ、駐車監視員資格者証交付申請受理簿（別記様式第25号。以下「交付申請受理簿」という。）に所要事項を記載すること。
- (2) 交付申請を受理したときは、前第2の2の(2)に準じて取り扱うこと。この場合において、指導課長は、駐車監視員資格者証交付申請受理番号簿（別記様式第26号。以下「交付申請受理番号簿」という。）により、受理番号を指定すること。
- (3) 署長は、駐車監視員資格者証交付申請書等進達書（別記様式第27号。以下「交付申請書等進達書」という。）に所要事項を記載し、交付申請関係書類の写しとともに、速やかに進達すること。

3 警察本部における取扱い

(1) 調査における判断の基準

指導課長は、交付申請関係書類の記載内容に基づき、次により法第51条の13第1項に規定する申請者の欠格事由の有無について判断を行い、駐車監視員資格者証交付（書換え・再交付）申請審査表（別記様式第28号。以下「交付申請審査表」という。）を作成するものとする。

ア 法第51条の13第1項第2号イの欠格事由に該当するか否かについては、戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し）により判断すること。

イ 法第51条の13第1項第2号ロの欠格事由に該当するか否かについては、前第2の3の(1)のイからオまでの規定を準用して判断すること。

ウ 法第51条の13第1項第2号ハの欠格事由に該当するか否かについては、他の都道府県警察からの通報及び駐車監視員資格者証交付者名簿（別記様式第29号。以下「資格者証交付者名簿」という。）等により判断すること。

(2) 資格者証交付者名簿への登載等

ア 指導課長は、交付申請審査表に基づき、資格者証の交付が相当と認められるときは、資格者証交付者名簿及び交付申請受理番号簿に所要事項を記載し、公安委員会に報告の上、署長に対し、駐車監視員資格者証等送付書（別記様式第30号。以下「資格者証等送付書」という。）に駐車監視員資格者証（以下「資格者証」という。）を添付して送付すること。

イ 指導課長は、交付申請審査表に基づき、資格者証の不交付が相当と認められるときは、交付申請受理番号簿に所要事項を記載し、公安委員会に報告の上、署長に対し、資格者証等送付書に駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書（別記様式第31号。以下「交付申請に関する通知書」という。）を添付して送付すること。

4 資格者証等の交付

(1) 署長は、資格者証の交付又は不交付の通知を受けたときは、速やかに申請者に通知するとともに、交付申請受理簿及び駐車監視員資格者証交付申請書に所要事項を記載し、当該資格者証又は当該通知書を交付した後、申請者の受領印を徴すること。

また、不交付の場合は、申請者に修了証明書又は認定書を返還すること。

(2) 署長は、交付結果を駐車監視員資格者証等交付結果報告書（別記様式第32号。以下「交付結果報告書」という。）により、指導課長に報告すること。

第6 資格者証の書換え及び再交付

1 交付申請に必要な書類等

資格者証の書換え交付申請又は再交付申請（以下「書換え交付等申請」という。）に必要な書類の様式及び添付書類は、別表「申請書類及び添付書類一覧表」のとおりとする。

2 書換え交付等申請の受理

(1) 書換え交付等申請の受理に当たっては、書換え交付等申請書及び書換え交付等申請に必要な添付書類（以下「書換え交付等申請関係書類」という。）の内容を確認するとともに、公安委員会が発行した資格者証であること及び本人であることを確認の上、前記第5の2の(1)に準じて取り扱うこと。この場合において、申請者に所定の手数料を納付させ、駐車監視員資格者証書換え・再交付申請受理簿（別記様式第33号。以下「書換え・再交付申請受理簿」という。）に所要事項を記載すること。

(2) 書換え交付等申請を受理したときは、前記第5の2の(2)に準じて取り扱うこと。この場合において、指導課長は、駐車監視員資格者証書換え・再交付申請受理番号簿（別記様式第34号。以下「書換え・再交付申請受理番号

簿J)により、受理番号を指定すること。

- (3) 署長は、交付申請書等進達書に所要事項を記載し、書換え交付等申請関係書類の写しとともに、速やかに指導課長に進達すること。

3 本部における取扱い

- (1) 指導課長は、書換え交付等が相当と認められるときは、前第5の3の(2)のアに準じて取り扱うこと。
- (2) 指導課長は、資格者証の不交付が相当と認められるときは、前第5の3の(2)のイに準じて取り扱うこと。

4 資格者証等の交付

署長は、資格者証又は交付申請に関する通知書の送付を受けたときは、前記第5の4に準じて取り扱うこと。

また、資格者証の再交付に当たっては、亡失した資格者証を発見した場合には、速やかに返納するよう指導すること。

第7 返納命令

1 返納命令

- (1) 指導課長は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当することを認知した場合には、次の事情等を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断すること。

ア 当該事実が発生するに至った経緯

イ 当該事実の是正の可否・是正の見込み

ウ 再発のおそれ等の有無

特に同項第3号に該当するに至ったことを理由に返納命令を行おうとするときは、当該不正行為の軽重、警察業務その他公益に与えた影響、再発のおそれ、本人の改悛の情その他の事情を総合的に斟酌し、本人が今後駐車監視員として活動することが適当かどうかという観点から判断すること。

- (2) 駐車監視員資格者証の返納命令は、行手法第13条第1項第1号ロに規定する名あて人の資格を直接にはく奪する不利益処分に該当するため、これを行おうとする場合には、聴聞を行わなければならないが、その手続については、行手法及び聴聞等規則において定めるところによること。
- (3) 指導課長は、行政処分（返納命令）上申書（別記様式第35号）に意見を付し、関係書類を添付して、公安委員会に上申するものとする。
- (4) 指導課長は、公安委員会の決定により返納命令を行うときは、駐車監視員資格者証返納命令書（別記様式第36号。以下「返納命令書」という。）を当該返納命令対象者に交付するとともに、資格者証交付者名簿に必要事項を追記し、また、実際に返納を受けた場合にはその旨追記すること。

- (5) 返納命令書に理由を記載する場合には、法第51条の13第2項のいずれの号に該当するものであるのか（同項第1号に該当することを理由として返納命令を行うときは、法第51条の8第3項第2号イからへのいずれに該当するに至ったものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。
- (6) 法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当することを理由として、返納命令を行った場合には、警察庁及び他の都道府県警察に対し、道路交通法第51条の13第2項の規定に基づく返納命令について（通報）（別記様式第37号）により、速やかにその旨を通報すること。
- (7) 指導課長は、他の都道府県警察から通報を受けた場合には、当該通報を2年間保存することとし、当該個人から駐車監視員資格者証の交付申請があった場合には、法第51条の13第1項第2号ハに該当するものとして、これを拒否するものとする。

第8 取扱上の留意事項

平成17年6月15日から道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正道路交通法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、この要領（別記様式を含む。）中「道路交通法」又は「法」とあるのは「改正道路交通法附則第2条の規定により同法第3条の規定の施行前に行う改正後の道路交通法」と読み替えて適用するものとする。